

近江八幡市水郷風景計画

風 景 形 成 基 準

(景観法第8条第2項第3号 良好な風景の形成のための行為の制限に関する事項)



水郷風景計画区域では、風景の特徴・地域の成り立ち・集落の特性やコミュニティなどを考慮し、地域のまとまり別に風景づくりを推進していきます。

水と緑豊かな自然と人々の営みの融合
によりつくれられた歴史ある文化的な風景
を形成する地域(重要な景域)

円山町・白王町(白
部)・北之庄町岩崎

琵琶湖との関わりが深かった里山の
ふもとの集落風景を形成する地域

中之庄町・北津田町・
島町・白王町(王ノ浜)

かつての水郷地帯である水辺の田園集落
風景を形成する地域

津田町・南津田町・
船木町

近江八幡の発展の歴史を伝える八幡堀

八幡堀(船木町・宮内
町・多賀町)

水郷風景計画区域の大部分は市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発は抑制されていますが、地域のまとまりの中には、開発などにより新しい建物等が建設されている地区と旧集落地区が混在しています。また、八幡山・西の湖・ヨシ群落等の自然・農地等にはそれぞれ法に基づく区域が指定され、既に土地利用や建設行為に規制がかけられています。このため、地域のまとまりと土地利用、建物状況等から5つのタイプに分けて基準を定めます。

なお、区域の中で最も重要な景域であると位置付けられた、北之庄沢から円山町・白玉町(白部)の旧集落地区では、伝統的な保存がより図れるように特別な基準を設けています。風景の主要素である湖面・水路の中で、良好な眺望を確保する上で重要な水際については「指定湖岸、水路」と位置付け、追加基準を設けています。

各基準は良質な建造物の多様性を否定するものではなく、計画デザインの質や周辺との調和について事前の相談を受け、共に風景に調和したものを考えていきます。また、専門的なアドバイスが必要なときは、学識経験者等による「風景づくりアドバイザー」の助言や「風景づくり委員会」での意見を求め検討していきます。

○届出の必要な行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号)
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号)
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更(法第16条第1項第4号、近江八幡市景観法による風景計画に関する条例第3条)
- 木竹の植栽又は伐採(")
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積期間が30日間を超える行為(")
- 水面の埋立て又は干拓(")

○届出適用除外行為

- 建築物の建築等で、道路から容易に見通すことの出来ない場所で行う10m²以下の行為(法第16条第7項第11号、条例第5条)
- 工作物の建設等で、道路から容易に見通すことの出来ない場所で行う行為(")
- 通常の管理行為、軽易な行為(法第16条第7項、法施行令第8条)
- 地下に設ける建築物等、仮設の工作物(")
- 森林の除・間伐、整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採行為(")
- 建築物の存する敷地内で行う屋外における物件の堆積で1.5m以下の行為(")

など

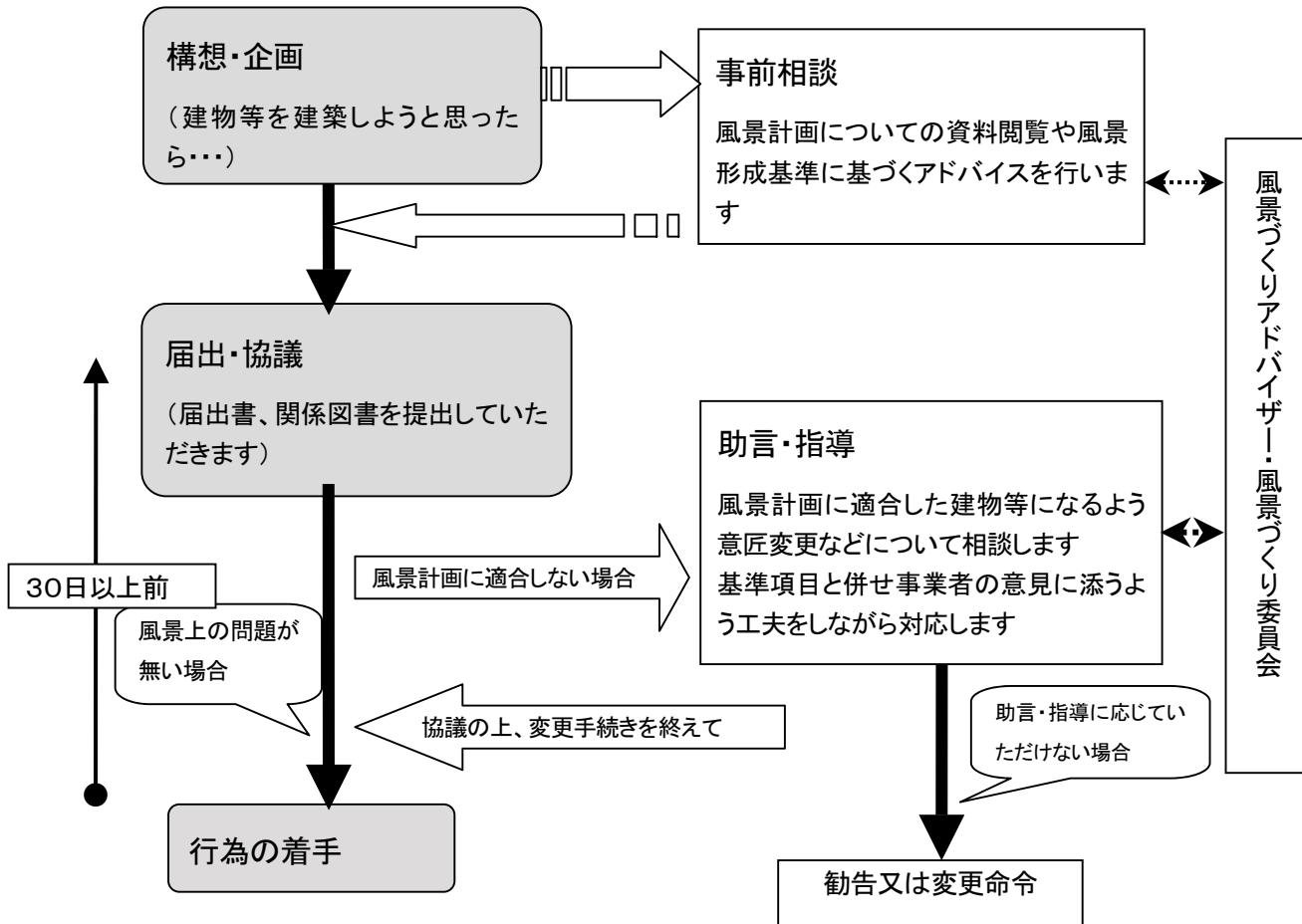
○変更命令を行うことのできる特定届出対象行為

- 建築物の建築等で形態意匠の制限に関する行為(法第17条、条例第6条)
- 工作物の建設等で形態意匠の制限に関する行為(")

○工作物とは

- ・ 垣、さく、へい、擁壁、防球ネット及びその他これらに類するもの。
- ・ 煙突又はごみ焼却施設
- ・ パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱等その他送電又は通信に類するもの。
- ・ 記念塔、電波塔、物見塔及びその他これらに類するもの。
- ・ 彫像及びその他これに類するもの。
- ・ 高架水槽及びその他これに類するもの。
- ・ 汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設及びその他これらに類する処理施設
- ・ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート及びその他これらに類する遊戯施設
- ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント及びその他これらに類する製造施設
- ・ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設及びその他これらに類する施設
- ・ 太陽光発電パネル及びその他これに類するもの。
- ・ 自動車駐車施設
- ・ 電気供給のための電線路、有線電機通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)
- ・ 真珠棚、えり及びその他これらに類するもの。
- ・ 開発行為に伴う橋梁・護岸・擁壁等の構造物
- ・ 自動販売機

□ 届出手続きの流れ



風景形成基準のタイプ分類(別図参照)

○ 風景形成基準

5つの地区別に良好な風景の形成のための制限に関する事項を以下に示します。

基準A-1：旧集落地区-1（円山、白王（白部））

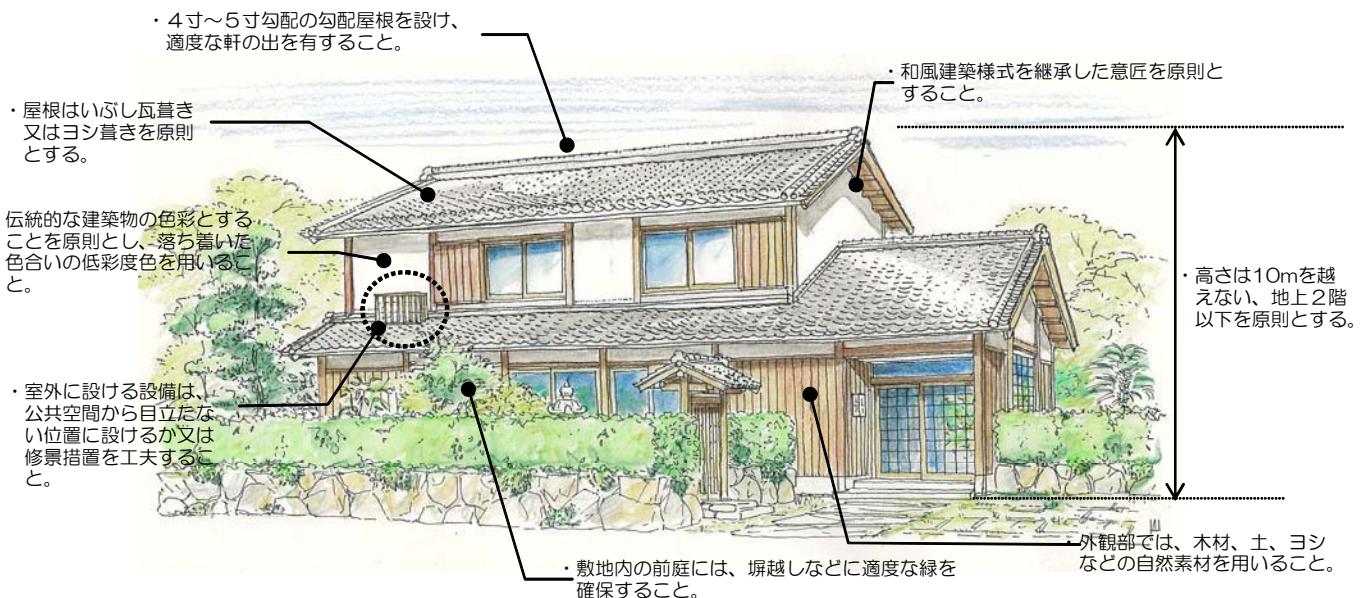


風景形成基準（A-1：旧集落地区-1）

		風景形成基準
建築物 * の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 * 延床面積 150 m ² 以下の納屋、倉庫は除く	位置	・敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
	高さ	・建物の高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 母屋の棟の向きは山に対して平行とすることを原則とする。 地上2階以下を原則とする。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。 4寸～5寸勾配の勾配屋根を設け、適度な軒の出を有すること。 壁面を小さくする配慮から2階は後退させ、瓦葺きの軒庇を有することを原則とする。 真壁づくり又はそれに準ずる和風建築の様式を継承した意匠とすること。 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 空調室外機、ガスボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子などの修景措置を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材がもつ色を基調とすること。 伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とする。 外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いること。これらの素材を用いることが出来ない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の前庭には、塀越しなどに適度な緑を確保すること。 郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。

風景形成基準		
延床面積 150m ² 以下の納屋・倉庫等の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	・敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
	高さ	・建物の高さは10mを越えない、地上2階以下を原則とする。
	形態・意匠	・周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 ・周辺の和風建築の様式と馴染む意匠とすること。
	色彩	・自然素材がもつ色を基調とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 ・色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	・外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いることが望ましい。
工作物（垣根、さく、塀、門）の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕		・生垣又は自然素材を用いた地域の伝統的な垣根とすること。 ・板塀又は屋根塀などの、地域の伝統的な形式の塀とすること。 ・柱門又は屋根門などの、地域の伝統的な形式の門とすること。 ・落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が得られるものとすること。
他の工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕		・金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、樹木、塀などで修景措置を行うこと。 ・周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 ・すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 ・樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。 ・船、ボートなどは、和風のデザインを原則とし、光沢のある仕上げを避け落ち着いた色調とすること。
木竹の植栽又は伐採 (森林の除・間伐、整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常の管理行為・林業行為、轻易な行為等は対象外)		・木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮して検討すること。 ・樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ・植樹する場合、この地方に元来ある樹種を原則とすること。 ・高さ10メートル以上または樹冠幅が10メートル以上の大きな樹木は、原則として伐採しないこと。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じること。
屋外における物品の集積・貯蔵		・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講ずること。
		・農林水産物、商品の展示場、ヨット・ボードヤード等にあっては物品を整然と集積または貯蔵すること。必要に応じ、その敷地の周囲に修景のための植栽をすること。
鉱物の掘採または土石の類の採取		・道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽又は塀などで遮へい措置を講じること。 ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木又は中高木の植栽)を講じること。
水面の埋め立てまたは干拓		・護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 ・必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。 ・のり面が生じる場合は芝、低木及び中高木の植栽等の緑化措置を図ること。
土地の区画形質の変更 (開発行為を含む)		・造成等に関わる切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面の整正是土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものにすること。 ・のり面が生じる場合は周辺の景観を配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。
		・駐車場を設置する場合にあっては、道路その他の公共の場から直接車を見出来ないよう、敷地外周部に生垣などで修景緑化を行う。また、敷地内部においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。

基準A-2：旧集落地区-2（中之庄、北津田、島、船木、南津田、白王（王ノ浜））

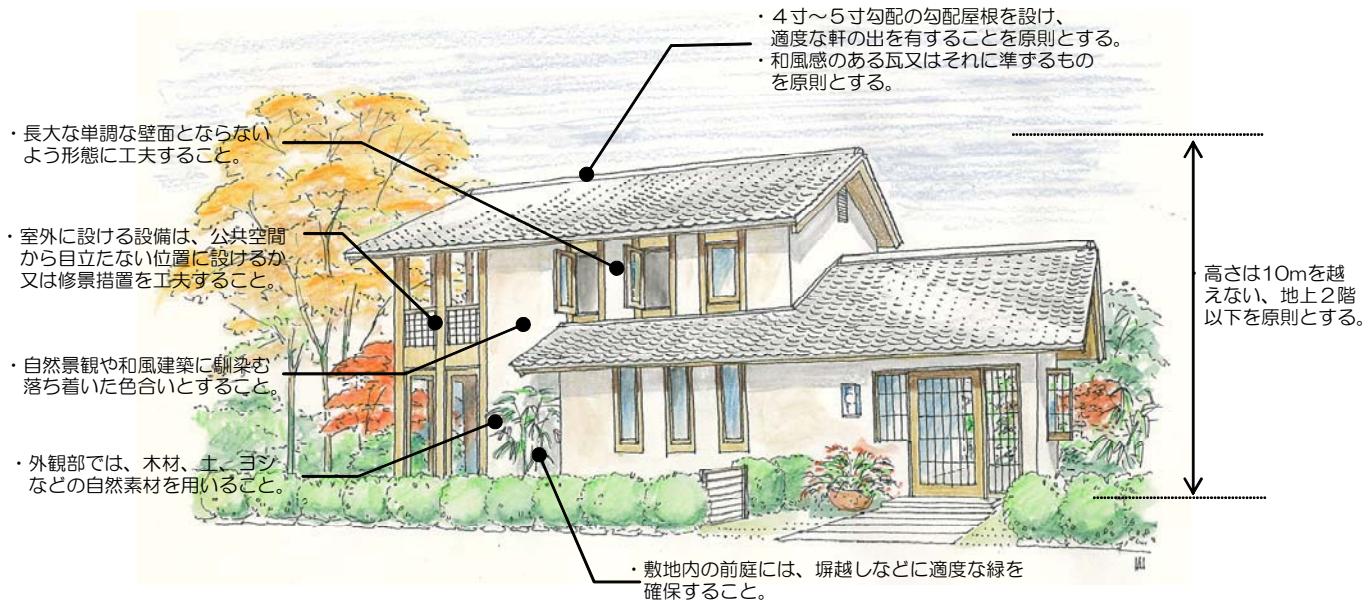


風景形成基準 (A-2 : 旧集落地区-2)

		風景形成基準
建築物 * の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	・敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
* 延床面積 150 m ² 以下の納屋、倉庫は除く	高さ	・建物の高さは 10m 以下を原則とする。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 地上 2 階以下を原則とする。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。 4 寸～5 寸勾配の勾配屋根を設け、適度な軒の出を有すること。 和風建築の様式を継承した意匠を原則とする。 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 空調室外機、ガスボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、建物本体や周辺の景観に調和するよう修景措置を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材がもつ色を基調とする。 伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とすること。ただし、これにより難い場合は、周辺の和風建築に馴染む素材とすること。 外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いること。これらの素材を用いることが出来ない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の前庭には、堀越しなどに適度な緑を確保すること。 郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。

		風景形成基準
延床面積 150m ² 以下の納屋・倉庫等の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは10mを越えない、地上2階以下を原則とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 周辺の和風建築の様式と馴染む意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材がもつ色を基調とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いることが望ましい。
	工作物(垣根、さく、塀、門)の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	<ul style="list-style-type: none"> 生垣又は自然素材を用いた地域の伝統的な垣根とすること。 板塀又は屋根塀などの、地域の伝統的な形式の塀とすること。 柱門又は屋根門などの、地域の伝統的な形式の門とすること。 落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が得られるものとすること。
その他工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕		<ul style="list-style-type: none"> 金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、樹木、塀などで修景措置を行うこと。 周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。 船、ボートなどは、和風のデザインを原則とし、光沢のある仕上げを避け落ち着いた色調とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮して検討すること。 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 植樹する場合、この地方に元来ある樹種を原則とすること。 高さ10メートル以上または樹冠幅が10メートル以上の大きな樹木は、原則として伐採しないこと。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じること。
屋外における物品の集積・貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講ずること。 農林水産物、商品の展示場、ヨット・ボードヤード等にあっては物品を整然と集積または貯蔵すること。必要に応じ、その敷地の周囲に修景のための植栽をすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 道路その他の公共の場から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。 跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木又は中高木の植栽)を講じること。
		<ul style="list-style-type: none"> 護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。 のり面が生じる場合は芝、低木及び中高木の植栽等の緑化措置を図ること。
土地の区画形質の変更(開発行為を含む)		<ul style="list-style-type: none"> 造成等に関わる切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面の整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものにすること。 のり面が生じる場合は周辺の景観を配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。 駐車場を設置する場合にあっては、道路その他の公共の場から直接車を望見出来ないよう、敷地外周部に生垣などで修景緑化を行う。また、敷地内部においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。

基準B：新住宅地・市街地地区（よし笛、山の手、小姓谷、北之庄岩崎など）



風景形成基準（B：新住宅地・市街地地区）

		風景形成基準
建築物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	・敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
	高さ	・建物の高さは10m以下を原則とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。また、長大な単調な壁面とならないよう形態を工夫すること。 ・地上2階以下を原則とする。 ・4寸～5寸勾配の勾配屋根を設け、適度な軒の出を有することを原則とする。 ・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 ・空調室外機、ガスボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、建物本体や周辺の景観に調和するよう修景措置を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や和風建築に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 ・色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は和風感のある瓦又は、それに準ずるものと原則とする。 ・外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いること。これらの素材を用いることが出来ない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の前庭には、堀越しなどに適度な緑を確保すること。 ・郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。

	風景形成基準
工作物（垣根、さく、塀、門）の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が得られるものとすること。 外観部は樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用いること。
その他工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	<ul style="list-style-type: none"> 金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、樹木、塀などで修景措置を行うこと。 周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 すっきりとした形態及び意匠とし、落ち着いた色彩で周辺景観に馴染む色合いの低彩度色を用いること。 樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。
木竹の植栽又は伐採 (森林の除・間伐、整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常の管理行為・林業行為、轻易な行為等は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮して検討すること。 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 高さ10メートル以上または樹冠幅が10メートル以上の大きな樹木は、原則として伐採しないこと。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置（植栽等）を講じること。
屋外における物品の集積・貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講ずること。
鉱物の掘採または土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽又は塀などで遮へい措置を講じること。 跡地の整正を行うとともに、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。
水面の埋め立てまたは干拓	<ul style="list-style-type: none"> 護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。 のり面が生じる場合は芝、低木及び中高木の植栽等の緑化措置を図ること。
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 造成等に関わる切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面の整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものにすること。 のり面が生じる場合は周辺の景観を配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。 駐車場を設置する場合にあっては、道路その他の公共の場から直接車を望見出来ないよう、敷地外周部に生垣などで修景緑化を行う。また、敷地内部においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。

基準C：農用地地区

風景形成基準（C：農用地地区）

		風景形成基準
建築物* ^(注1) の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 * 延床面積150m ² 以下の納屋、倉庫は除く	位置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 指定水路、湖岸等^(注2)の水際から20メートル以内の敷地にあっては、水際から10メートル以上後退すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは10m以下を原則とする。ただし、指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあっては、高さは5mを越えない、地上1階以下を原則とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 地上2階以下を原則とする。ただし、指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあっては、高さは5mを越えない、地上1階以下を原則とする。 4寸～5寸勾配の勾配屋根を設けること。 周辺の田園景観と調和した意匠とすること。 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 空調室外機、ガスピボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、周辺の景観に調和するよう修景措置を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材がもつ色を基調とすること。 周辺の自然景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いること。これらの素材を用いることが出来ない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地には、適度の緑を確保すること。 郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。
延床面積150m ² 以下の納屋・倉庫等の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあっては、水際線から10メートル以上後退すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは10mを越えない、地上2階以下を原則とすること。ただし、別図で指定する水路、湖岸等の水際から10メートル以内の敷地にあっては、高さは5mを越えない、地上1階以下を原則とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある簡素形態にすること。 屋根は勾配屋根が望ましい。 周辺の田園景観と調和した意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材がもつ色を基調とすること。 周辺の自然景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いることが望ましい。
工作物（垣根、さく、塀、門）の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が得られるものとすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 外観部は樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用いること。

(注1) 但し、この地域に住宅を建築する場合は、この表の建築物基準の他、旧集落地域の建築物基準を原則とする

(注2) 指定湖岸、水路とは、P 4, 5に示す湖岸、水路。

風景形成基準	
その他の工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるか、又は、樹木、塀などで修景処置を行うこと。 ・周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 ・すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む落ち着いた色彩の低彩度色を用いること。 ・樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。
木竹の植栽又は伐採 (森林の除・間伐、整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常の管理行為・林業行為、轻易な行為等は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮して検討すること。 ・樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ・植樹をする場合、この地方に元来ある樹種を原則とする。 ・高さ10メートル以上または樹冠幅が10メートル以上の大きな樹木は、原則として伐採しないこと。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置(植栽等)を講じること。
屋外における物品の集積・貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講ずること。 ・農林水産物、商品の展示場、ヨット・ボードヤード等にあっては物品を整然と集積または貯蔵すること。必要に応じ、その敷地の周囲に修景のための植栽をすること。
鉱物の掘採または土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽などの遮へい措置を講じること。 ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木又は中高木の植栽)を講じること。
水面の埋め立てまたは干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 ・必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。 ・のり面が生じる場合は芝、低木及び中高木の植栽等の緑化措置を図ること。
土地の区画形質の変更 (開発行為を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等に関わる切土および盛土の量はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正は土羽にすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限にすること。 ・のり面が生じる場合は、周辺の景観を配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。 ・駐車場を設置する場合にあっては、道路その他の公共の場から直接車を望見出来ないよう、敷地外周部などに修景緑化を行う。また、敷地内部においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。

基準D：自然(緑地・水面)地区(西の湖、水路、長命寺川、八幡山、円山等里山、八幡堀)

		風景形成基準
関連法との整合		自然公園特別区域に指定される区域においては、自然公園法施行規則第11条ならびに滋賀県自然公園管理計画書の各種行為に対する取り扱い指針に定める基準に適合すること。
建築物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率20%以下を原則とすること。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁が敷地境界線から2m以上離れていること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地上2階以下を原則とすること。ただし、現存する社寺の改築に対しては適用除外とする。 ・勾配屋根を設けることを原則とし、適度な軒の出を有すること。 ・周辺の自然景観や和風建築の様式を継承した意匠とすること。 ・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感、圧迫感、違和感を与えない意匠とすること。 ・空調室外機、ガスボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、周辺の景観に調和するよう修景措置を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材がもつ色を基調とすること。 ・周辺の自然景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。 ・色彩を組み合わせる場合は、建物に落ち着きを持たせるため、その性質を充分に考慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とすること。 ・外観部では、周辺の伝統的な様式の建物と同様の木材、土、ヨシなどの自然素材を用いること。これらの素材を用いることが出来ない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。
工作物(垣根、さく、塀、門)の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には、適度な緑を確保すること。 ・郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種及び配置とすること。 ・周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 ・落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が得られるものとすること。 ・外観部は樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用いること。
	その他の工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に威圧感、圧迫感、を与えない高さ、意匠とすること。 ・すっきりとした形態及び意匠とし、落ち着いた色彩で周辺景観に馴染む低彩度色を用いること。 ・樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。 ・船、ボートなどは、和風のデザインを原則とし、光沢のある仕上げを避け落ち着いた色調とすること。
木竹の植栽又は伐採(森林の除・間伐、整枝や自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採など、通常の管理行為・林業行為、軽易な行為等は対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮して検討すること。 ・樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 ・植樹をする場合、この地方に元来ある樹種を原則とする。 ・高さ10メートル以上または樹冠幅が10メートル以上の大きな樹木は、原則として伐採しないこと。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置(植栽等)を講じること。

風景形成基準	
屋外における物品の集積・貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講ずること。 ・農林水産物、商品の展示場、ヨット・ボードヤード等にあっては物品を整然と集積または貯蔵すること。必要に応じ、その敷地の周囲に修景のための植栽をすること。
鉱物の掘採または土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から望見できないよう植栽などで遮へい措置を講じること。
水面の埋め立てまたは干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。 ・護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 ・必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。 ・のり面が生じる場合は芝、低木及び中高木の植栽等の緑化措置を図ること。
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等に関わる切土および盛土の量はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正は土羽にすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限にすること。 ・のり面が生じる場合は、周辺の景観を配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。 ・駐車場を設置する場合にあっては、道路その他の公共の場から直接車を見出来ないよう、敷地外周部などに修景緑化を行う。また、敷地内部においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。